

感対第 356 号
令和 3 (2021) 年 9 月 30 日

各部局長
教育長
警察本部長

} 様

栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部長

在留外国人のお祭り等における新型コロナウイルス感染症対策の
徹底について（依頼）

在留外国人における大規模クラスター等が発生しないよう早期かつ適切な対応を行うべく、在留外国人に対する情報発信等の取り組みが求められているところです。

在留外国人においては、自国の伝統や風習等に基づき行うお祭り等を実施するに当たり、言葉の壁等により適切な感染防止策に取り組めない状況があるのであれば、必要な支援を講ずる必要があります。

つきましては、別添の内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室発出の令和 3 年 9 月 28 日付け事務連絡に御留意いただき、国際交流協会などの関係団体等と連携の上、在留外国人やその関係の方々に対し速やかな周知をお願いします。

周知に当たっては、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室が作成しているポスターや 18 か国語に翻訳された広報素材「感染拡大防止のための留意点」のほか、県ホームページに掲載している多言語で作成した感染予防等のパンフレット等を御活用くださいますようお願いいたします。

また、各市町宛て別添のとおり通知していることを申し添えます。

【参考：ポスター等掲載ホームページ】

○栃木県HP

http://www.pref.tochigi.lg.jp/f04/yobou_foreigners.html

〈現在掲載しているパンフレット〉

- ・まだステージ 3 油断せず感染対策を
(栃木県版まん延防止等重点措置：10 月 1 日～10 月 14 日) ※一部作成中
- ・会話する＝マスクする
- ・3 つの密を避けましょう
- ・人との接触を減らす、10 のポイント

- ・発熱等がある場合の受診方法

【参考：相談窓口】

○とちぎ外国人相談サポートセンター

- ・電話番号 028-678-8282（24時間対応）

【参考：新型コロナウイルスワクチン接種について】

○栃木県HP

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/e04/coronavaccinegaikokujin.html>

栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部
事務局 社会対策グループ
（栃木県保健福祉部感染症対策課新型コロナ
対策推進担当）
TEL 028-623-3125